

名古屋市国民保護協議会傍聴要領（案）

（目的）

第１条 この要領は、名古屋市国民保護協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

（傍聴の手続）

第２条 会議の傍聴を希望する者は、あらかじめ公表した傍聴の定員及び方法に基づき、傍聴の申出をしなければならない。

（傍聴証等の交付）

第３条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）には、傍聴証、別紙の傍聴に関する注意事項及び会議資料（非公開情報に該当するものを除く。）を交付する。

（傍聴証の提示）

第４条 傍聴人が入場し、又は退場するときは、傍聴証を傍聴受付の職員に提示し、その指示に従わなくてはならない。

（会議場に入ることができない者）

第５条 次の各号の一に該当する者は、会議場に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びた者
- (2) 旗、プラカード、ポスター、ビラ、拡声器、危険物その他会場に持ち込むことが不適当であると認められる物品を携帯する者
- (3) 前各号のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第６条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴席以外の会議場に立ち入らないこと。
- (2) 会議場では指定された席に着席し、私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 携帯電話、ポケットベルその他音を発する機器の電源を切ること。
- (5) 協議会の委員等の発言に対して批評を加え、又は公然と可否を表明しないこと。

- (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、垂れ幕を掲げるなどの示威的行為をしないこと。
- (7) 前各号のほか、議事の進行を妨げ、又は会議場の秩序をみだす行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、報道関係者に対し、協議会の会長（以下「会長」という。）が許可した場合はこの限りではない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、協議会が傍聴を認めない議題に関する審議等を行おうとするときは、直ちに会議場から退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第9条 傍聴人は、会長及び消防局防災部防災室職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、会長は、傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、会長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、協議会の会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り決定するものとする。

附 則

この要領は、平成18年 月 日から施行する。

傍聴に関する注意事項

会議を傍聴される方は、次の事項を守ってください。

- 1 会議場に入場又は退場するときは、交付された傍聴証を傍聴人受付の職員に提示し、その職員の指示を受けてください。
- 2 傍聴席以外の会議場に立ち入らないでください。
- 3 会議場では指定された席に着席し、私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないでください。
- 4 飲食又は喫煙をしないでください。
- 5 携帯電話、ポケットベルその他音を発する機器の電源を切ってください。
- 6 協議会の委員等の発言に対し批評を加え、又は公然と可否を表明しないでください。
- 7 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、垂れ幕を掲げるなどの示威的行為をしないでください。
- 8 会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないでください。
- 9 その他議事の進行を妨げ、又は会議場の秩序をみだす行為をしないでください。

上記の事項を守らないとき、又は協議会の会長及び消防局防災部防災室職員の指示に従わないときは、退場を命じられることがあります。